

府中税務署からのお知らせ

☆ 確定申告会場の開設日程

申告会場	期間	受付時間
府中市文化センター 1階展示室 (府中市府川町70番地)	2/17(月)～3/16(月) (土・日曜日、祝日を除く。)	午前9時～午後4時 (相談は午後5時まで)

2月16日(日)以前は確定申告会場を開設していません。

※2月17日(月)以降は、上記のとおり「府中市文化センター」に申告会場を開設します。

なお、申告会場は大変混み合いますので、スマホ・タブレットを活用して、ご自宅等から申告書の作成、提出をしていただくようお願いいたします(詳細は次ページへ)。

☆ 確定申告に関する一般的なご相談のお問い合わせ先

確定申告テレフォンセンター

(電話) 0847-45-2570 (税務署の代表番号と同じです。)

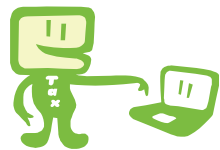
※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

開設期間：令和2年1月17日(金)から3月16日(月)

※ 原則として、土・日曜日、祝日を除きます。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

タックスアンサーをご利用ください



タックスアンサーは、国税庁ホームページに掲載されている税に関するインターネット上の税務相談室です。
よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに調べることができるほか、根拠条文も表示していますので、税に関する学習にも適しています。
また、キーワードにより調べたい項目を検索することもできます。

タックスアンサーの
ご利用方法

(パソコン版) www.nta.go.jp/taxanswer
(携帯版) www.nta.go.jp/m/taxanswer

タックスアンサー で 検索



- ☆ 申告書の作成は、いつでも便利なパソコン・スマホから！
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してパソコン・スマホから **e-Tax** 又は郵送*で提出！！
※ 郵送の際はご自身で封筒をご用意ください。
なお、申告書(控)に税務署の收受日付印が必要な方は、申告書(控)とともに、宛名を記入し所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、**2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。**



申告書の作成は
こちらから！



終了中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。
また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。



対面販売の一枚
はこちらから！



【注】・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

令和2年1月から、**2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。**

項目	令和元年年分
収入	給与所得(年末調整未済や2か所以上にも対応)、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ)

- ☆ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税は、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。

ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納期限までに税務署又は金融機関に提出していただく必要があります。
※ 既に口座振替をご利用の場合は、新たに提出していただく必要はありません。ただし、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに提出していただく必要があります。

広島県東部県税事務所からのお知らせ

eLTA X利用に関するお願い

◀ eLTA X利用に関するお願い ▶

- ◆ 地方税の申告は、eLTA X（地方税ポータルシステム）をご利用ください。申告できる税目と手続



税 目	手 続	
	申 告	申 請・届 出
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none"> ・中間申告 ・確定申告 ・修正申告 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立・設置届 ・異動届 ・更正の請求書 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書

詳しい内容や手続等については、地方税共同機構ホームページをご覧ください ▶ <http://www.lta.go.jp/>
 電話（ヘルプデスク）によるお問い合わせは 0570-081459
 受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

- ◆ 大法人の電子申告が義務化されました
 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人（資本金1億円超）の法人事業税及び法人県民税に係る確定等の申告は、電子申告によることが義務付けられました。

法人県民税・事業税の税率改定

- ◆ 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度及び各連結事業年度の税率が改正されます
 消費税率10%の段階において、地方法人税（国税）の拡充に併せた法人税割の引下げ及び地方法人特別税の廃止に伴う法人事業税の復元が行われます。
 ▶ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp> 法人二税及び地方法人特別税の税制改正について [検索](#)

調査・申告に関するお願い

- ◆ 地方税法第72条の7の規定による法人事業税に関する調査をお願いしています
 外形標準・収入金課税対象法人及び医療法人の皆様におかれましては、順次調査をお願いしていますので、ご協力をお願い致します。

- ◆ 「医療法人等の所得金額計算書」（様式第3号の2）の「記載の手引」を改訂しました
 広島県ホームページをご確認ください。
 また、課税標準となる所得金額をより明確に把握するため、申告書に併せて、他に「決算報告書（B/S・P/L）の写し」等の書類を提出していただいておりますので、ご協力をお願い致します。
 ▶ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp> 医療法人等に係る所得金額の計算書 [検索](#)

個人住民税特別徴収の適正実施の取組

- ◆ 令和2年度から個人住民税は、原則すべて、特別徴収となります。
 広島県では、県内全23市町で、従業員の方の個人住民税は、原則すべて特別徴収とする取組を行っています。事業主の皆様には、事務の負担をお願いすることとなりますが、ご協力をお願い致します。
 令和2年度給与支払報告書の提出において、普通徴収を選択した従業員についても、特別徴収できない理由が確認できない場合には、特別徴収の対象となる場合があります。
 ▶ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp> 個人住民税 特別徴収 [検索](#)

広島県東部県税事務所 課税第一課（Tel：084-921-1311 内線 2231～2235）



謹賀新年

今年も法人会の
 福利厚生制度の普及を通じ
 会員企業とそのご家族の皆様
 に
 安心をお届けしてまいります
 本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます
 令和二年

子

編集後記

広報委員長 橋高 寛二

令和が初めて迎える新年の干支は「子年」
 元号が変更になって一番最初の新年を、干支で一番手の「子年」で迎えます。しかも2020年は東京オリンピックが開催される記念の年となります。
 会員の皆様の企業にとって、ご繁栄の年でありますように!!

『法人ふちゅう』編集委員

西原 俊行（広報担当副会長）
※五十音順

石田 勝昭	佐藤 ミユキ
岩木 靖男	重森 正光
江草 和広	瀬戸田 博之
河本 和幸	門田 泰一
橋高 寛二	山岡 敏昭

〈引受保険会社〉



広島総合支社
 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F
 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
 受付時間/9:00～17:00（土日祝日除く）

法人会会員みなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

これからも企業の繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

 **大同生命保険株式会社**

広島支社/
広島県広島市中区銀山町4-17(広島大同生命ビル4F)
TEL 082-241-8191

 **AIG 損害保険株式会社**

福山支店/
広島県福山市紅葉町2-27(日本生命福山ビル)
TEL 084-922-1477

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書(契約概要)・注意喚起情報・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。